

温泉分析書

(鉱泉分析試験法による分析)

受付	温泉
08B03269	65

1. 申請者 住所 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1
氏名 池田町長 岡崎 和夫
2. 源泉及び湧出地 源泉名 池田温泉
湧出地 岐阜県揖斐郡揖池田町片山字金地谷3025-1
(源泉採取口における分析)
3. 湧出地における調査及び試験成績
- 1) 調査及び試験者 財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター 藤田 裕志
 - 2) 調査及び試験年月日 平成 20年 11月 20日
 - 3) 泉温 30.8 °C (調査時における気温8.9°C)
 - 4) 湧出量 390 L/分 (掘削動力揚湯) ※測定値は、所有者の提示結果による。
 - 5) 知覚的試験 無色澄明で、わずかに硫黄臭と金気味を有する。
 - 6) pH値 8.8
 - 7) ラドン(Rn) 測定せず

4. 試験室における試験成績
- 1) 試験者 財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター 藤田 裕志
 - 2) 分析終了年月日 平成 20年 12月 16日
 - 3) 知覚的試験 無色澄明で、わずかに硫黄臭と金気味を有する。(採水後 6.0時間)
 - 4) 密度 0.9957 g/cm³ (20 °C)
 - 5) pH値 8.8
 - 6) 蒸発残留物 663 mg/kg (110°C)
 - 7) 電気伝導率 104.3 mS/m

5. 検水1kg中の成分、分量及び組成

(1)陽イオン成分

成分	ミクログラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
ナトリウムイオン Na ⁺	266.6	11.60	98.72
カリウムイオン K ⁺	3.2	0.08	0.68
マグネシウムイオン Mg ²⁺	0.1	0.01	0.09
カルシウムイオン Ca ²⁺	1.3	0.06	0.51
陽イオンの総計 ①	271.2	11.75	100.0

(2)陰イオン成分

成分	ミクログラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
フッ素イオン F ⁻	6.9	0.36	3.21
塩素イオン Cl ⁻	9.5	0.27	2.40
硫化水素イオン HS ⁻	0.4	0.01	0.09
硫酸イオン SO ₄ ²⁻	0.1	0.00	0.00
炭酸水素イオン HCO ₃ ⁻	615.9	10.09	89.85
炭酸イオン CO ₃ ²⁻	30.3	0.50	4.45
陰イオンの総計 ②	663.1	11.23	100.0

(3)非解離成分

成分	ミクログラム (mg)	ミリモル (mmol)
メタケイ酸 H ₂ SiO ₃	23.0	0.30
メタホウ酸 HBO ₂	1.1	0.03
非解離成分の総計 ③	24.1	0.33

(4)溶存ガス成分

成分	ミクログラム (mg)	ミリモル (mmol)
遊離二酸化炭素 CO ₂ (遊離炭酸)	4.0未満	0.09未満
遊離硫化水素 H ₂ S	0.1未満	0.003未満
溶存ガス成分の総計 ④	0.0	0.00

溶存物質(ガス性のものを除く) ①+②+③ 0.958 g/kg

成分総計 ①+②+③+④ 0.958 g/kg

(5)その他微量成分

成分	ミクログラム (mg)
アルミニウムイオン Al ³⁺	0.01未満
マンガンイオン Mn ²⁺	0.002
鉄(II)イオン Fe ²⁺	0.05
硝酸イオン NO ₃ ⁻	0.02
メタ亜ヒ酸 HA ₅ O ₂	0.003未満

6. 泉質 アルカリ性単純温泉
(アルカリ性低張性低温泉)

発行日 平成 20年 12月 16日

住所 岐阜県岐阜市曙町4-6

分析機関 財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター

理事長 村木 壽
[分析機関登録番号 岐阜県第2号]



温泉分析書別表

受付	温泉
08B03269	65

1. 源泉名 池田温泉
2. 源泉所在地 岐阜県揖斐郡池田町片山字金地谷3025-1
3. 温泉分析申請者 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1
池田町長 岡崎 和夫
4. 泉質 アルカリ性単純温泉
(アルカリ性低張性低温泉)
5. 療養泉分類の泉質に基づく禁忌症、適応症等は次のとおりである。
- (1) 浴用の禁忌症
- 一般的禁忌症 急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(とくに初期と末期)
- 泉質別禁忌症 なし
- (2) 浴用の適応症
- 一般的適応症 神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進
- 泉質別適応症 なし

(3) 浴用上の注意事項

- ア. 温泉療養を始める場合には、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は1日当たり2回ないし3回までとすること。
- イ. 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。
- ウ. 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯さわり又は浴湯反応)が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- エ. 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
- ・入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
 - ・入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
 - ・入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない(湯ただれを起こしやすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい)。
 - ・入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
 - ・次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
高度の動脈硬化症、高血圧症、心臓病
 - ・熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。
 - ・食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
 - ・飲酒しての入浴は特に注意する。

(注)この別表は、温泉法第18条による掲示に必要な参考資料となるものである。